

さいたま市児童養護施設カルテット

指定管理者募集要項

令和4年7月11日

さいたま市 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課

目次

1	施設の概要	- 1 -
2	管理の基準	- 1 -
3	管理業務の範囲及び具体的内容	- 2 -
4	管理に要する経費	- 4 -
5	指定管理者の指定の予定期間	- 4 -
6	指定管理者と市とのリスク分担の考え方	- 5 -
7	申請資格	- 7 -
8	申請の際に提出すべき書類一覧	- 10 -
9	選定基準	- 12 -
10	募集手続	- 15 -
11	協定	- 18 -
12	その他	- 18 -
13	問合せ先	- 20 -

1 施設の概要

(1) 名称及び所在地

さいたま市児童養護施設カルテット
さいたま市桜区大字下大久保 1542 番地 4

(2) 施設の目的

乳児を除く、保護者のいない児童、虐待されている児童及びその他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

(3) 施設の規模等

ア 敷地面積 3,097.00 m²

イ 延床面積 1,704.75 m²

ウ 構造 鉄骨造 2階建

エ 開所年月日 平成 16 年 10 月 1 日

オ 主な施設

(ア) 管理棟 1階 事務室、調理室、食品庫、下処理室、検収室前室、配膳室、面接室、医務室、静養室、更衣室、倉庫、便所

(イ) 児童棟 (2棟) 1棟に2ホーム

1階 幼児室1室、児童室1室、居間兼食堂、洗面室、宿直室(1棟1室)、台所、浴室、脱衣所、便所

2階 児童室5室、予備室(1棟1室)、便所

(4) 定員 60 人

2 管理の基準

(1) さいたま市児童養護施設条例のほか、関係法令を遵守すること。

(2) 開館時間 24時間の勤務体制(宿直体制)

(3) 休館日 なし

(4) 個人情報の保護

指定管理者は、さいたま市児童養護施設カルテットの管理を行うにあたって個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護のために必要な規程等を定め、市の施策に準じた措置を講じなければなりません。個人情報を含むさい

たま市の情報資産の取り扱いにあたっては、本市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ特記事項に合意、遵守してください。

(5) 情報公開

指定管理者は、さいたま市児童養護施設カルテットの管理に関して保有する情報の公開に関し、必要な規程等を定め、市の施策に準じた措置を講じなければなりません。

(6) 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理に係る業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはなりません。ただし一部業務について、その業務の履行にあたり指定管理者が管理監督を行う場合で、かつ市長が認めた場合は、第三者に委託することができます。なお、承諾を得て業務を受託した第三者が、その業務を更なる第三者に委託することは、原則として禁止します。

(7) 苦情受け付け体制等

市民の平等な利用が確保されるために、苦情受付体制等を整備し、入所児童（保護者）とのトラブルを未然に防止する措置を講じるとともに、児童（保護者）からの苦情や要望などがあつた場合、適切な対応を取らなければなりません。

(8) 雇用の確保への配慮について

指定管理者は、入所児童への継続的支援を確保する観点から、現在さいたま市児童養護施設カルテットにおいて雇用している職員については、本人の意向を踏まえて、その雇用に配慮してください。

また、その際は、現行のさいたま市児童養護施設カルテットの給与規程を参考として、賃金の著しい減が生じないように配慮するとともに、退職手当共済事業等への加入も継続してください。

3 管理業務の範囲及び具体的内容

(1) 指定管理者が行う管理業務は次のとおりとし、具体的内容は別添「さいたま市児童養護施設カルテット指定管理者業務仕様書」のとおりとします。

- ア 相談援助業務
- イ 日常生活支援業務
- ウ 家事的業務
- エ 余暇活動業務
- オ 健康観察業務
- カ 施設・設備の維持管理業務

キ 社会生活準備指導業務

ク その他必要な業務

(2) 入所児童の学齢別想定人数（定員 60 名）

ア 幼 児 12 名（3 歳未満児 4 名、3 歳以上児 8 名）

イ 小学生 24 名

ウ 中学生 16 名

エ 高校生 8 名

(3) 人員配置

管理業務の実施にあたっては、次の人員を最低限配置してください。

ア 施設長 1 名（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 66 号）第 57 条で定める資格等を有する者）

イ 事務員 1 名

ウ 児童指導員・保育士 20 名（うち原則常勤職員を 16 名以上とすること）

エ 栄養士 1 名

オ 調理員 4 名

カ 嘱託医 1 名

キ 防火管理者 1 名（常勤職員のうちから選任すること）

ク 里親支援専門相談員 1 名

ケ 家庭支援専門相談員 2 名（他の職務との兼任可）

コ 心理療法担当職員 1 名（他の職務との兼任可）

サ 個別対応職員 1 名（他の職務との兼任可）

シ 情報セキュリティ体制

「情報セキュリティ特記事項」第 4 の組織体制を明確にし、必要な人員を配置すること。（他の職務との兼任可）

(4) その他の業務

ア 災害時の施設維持管理への協力

災害時等においては施設の特性に応じた利用に協力し、施設を維持管理すること。

イ 電子マニフェストを利用した産業廃棄物の処理

施設から発生する産業廃棄物を処理する際は、原則として電子マニフェストを利用すること。

(5) 自主事業について

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、下記の要件を満たす事業を企画提案し、あらかじめ市の承認を得た上で、事業を実施することができます。なお、事業の性質により施設の目的外使用の許可を得ることが必要な場合があります。

- ア 施設の設置目的に合致し、施設の利用促進又は利用者のサービス向上につながる事
- イ 指定管理者が事業の実施及び運営主体になっている事
- ウ 指定管理者の費用負担で実施するものである事
- エ 自主事業の内容が指定管理業務に支障をきたすものではないと認められる事
- オ 事業実施後の指定管理者による原状復帰が可能な事
- カ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う責任を指定管理者が負うものである事

4 管理に要する経費

(1) 指定管理料

指定期間における指定管理料の基準額は1,063,632千円とします。なお、この額についてはさいたま市議会の議決により変動する場合があります。また、指定管理料の支払方法等は、各年度の予算の範囲で、市と指定管理者が締結する協定書によって定めます。

(2) 管理口座と区分整理

本業務にかかる収入及び経費については、独立した口座で管理してください。

(3) 自主事業の収益

自主事業の収入および経費は、指定管理料の積算外とします。

(4) 施設賠償保険等

本業務の実施に際して、施設賠償責任保険については、本市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」が適用されます。補償内容（令和4年1月現在）は次のとおりです。

支払限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円

5 指定管理者の指定の予定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年）

6 指定管理者と市とのリスク分担の考え方

協定締結にあたり、さいたま市が想定するリスク分担の主な例は次のとおりです。これは帰責事由が不明確になりやすいものについて、基本的な考え方を示したものです。なお、市と指定管理者とのリスク分担に疑義がある場合又はリスク分担表に定めのない事由が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決定するものとします。

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価・金利変動リスク	物価・金利の変動に伴う経費の増減 ※収支計画に多大な影響を与えるものについては協議		○
法令変更	施設管理、運営に係る法令変更	協議	
税制度の変更	消費税率及び地方消費税率の変更	協議	
	法人税（法人市民税を含む）率の変更		○
	上記以外で、施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	協議	
	上記以外の変更		○
住民対応	指定管理業務及び自主事業に対する住民からの苦情、要望等		○
	上記以外の市政全般への苦情、要望等	○	
安全性の確保	施設の運営、維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
自主事業への対応	自主事業の実施に伴う苦情対応、損害の賠償		○
第三者への賠償 ¹	管理上の瑕疵等指定管理者の責に帰すべき事由により第三者に生じた損害		○

¹ （第三者への賠償） 指定管理者に帰責事由がある運営管理上の瑕疵により損害が生じた場合においても、本市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」（以下「市加入保険」という。）の対象となりますが、以下の事由に該当する場合は、指定管理者が独自に損害賠償保険に加入し、指定管理者による損害賠償の履行を確保するものとします。

- ア. 市加入保険では、賄えない補償があると所管課が判断する場合
- イ. 市加入保険の支払限度額を超える補償があると所管課が判断する場合
- ウ. 地方自治法第244条の2第3項及第4項に基づき、市が指定管理者に指定管理業務として行わせる業務以外に指定管理者が独自に事業を行う場合

	上記以外の事由により第三者に生じた損害		○	
維持補修	指定管理者の発意により行う施設及び設備の改良、維持補修			○
	市の発意により行う施設及び設備の改良、維持補修		○	
	施設及び設備の保守点検(法定点検及び日常のメンテナンス)			○
施設、設備、備品等の修繕・購入 ^{2 3}	経年劣化によるもの	1件当たり執行予定額 250 万円以下の修繕または購入等		○
		1件当たり執行予定額 250 万円を超える修繕または購入等	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり執行予定額 250 万円以下の修繕または購入等		○
		1件当たり執行予定額 250 万円を超える修繕または購入等	○	
	天災、暴動等による施設の損傷(市、指定管理者いずれの責によらないもの)	1件当たり執行予定額 250 万円以下の修繕または購入等		○
		1件当たり執行予定額 250 万円を超える修繕または購入等	○	

² (施設、設備、備品等の修繕・購入) 上記リスク分担の範囲内において、指定管理者が施設等の計画的な修繕や重要備品の購入を負担する場合は、予め市と指定管理者が協議を行い、事業計画書等で当該費用に充てることとしている予定額等を勘案して、必要な箇所、内容、実施時期等を決定するものとします。

また、緊急を要する場合や、指定管理者が自ら提案して経費を負担するなど特別な理由がある場合は、その都度、市と指定管理者が協議のうえ、実施することとします。

³ (施設、設備、備品等の修繕・購入) 施設等修繕契約については、利用者の安全確保や緊急やむを得ない場合を除き、指定管理者は修繕の実施方法や契約内容等を市に事前に報告し、修繕実施後は修繕記録(写真)の提出をしたうえで、履行場所において市職員の確認を受ける必要があります。

なお、契約金額が 30 万円未満の施設等修繕契約については、事前報告を省略することができるほか、契約金額が 30 万円未満の施設修繕契約のうち、軽易なもので施工前後の写真等により適正な検査を実施できるものについては、履行場所における検査を省略する場合があります。

	事故、火災等に伴う 施設の損傷	1 件当たり執行予定 額 250 万円以下の修 繕または購入等		○
		1 件当たり執行予定 額 250 万円を超える 修繕または購入等	○	
	管理上の瑕疵によるもの			○
	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの		○	
事業の中止・変 更・延期	災害等不可抗力によるもの（休業補償割合 は別に定める）		協議	
	市の責任によるもの（休業補償割合は別に 定める）		○	
	指定管理者の責任によるもの			○
業務内容の変更	市が策定する計画等の変更に関する業務 内容の変更に伴う経費の増		○	
	上記以外のもの			○
事業終了	事業終了時の現状復帰に係る経費			○
引継ぎ	事務引継ぎに係る経費			○

7 申請資格

- (1) 法人であり、法人又は代表者が次の項目に該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
 - イ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である者
 - ウ 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又はその他の地方公共団体から、2 年以内に指定の取消を受けたことがある
 - エ 最近 3 年間の法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等を滞納している
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体

- キ その代表者（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人その他の団体
 - ク 財務状況に著しい悪化が生じており、指定期間中の管理運営が困難となる恐れがある
- (2) さいたま市議会議員、市長、副市長、地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては教育長及び委員）、監査委員、地方公営企業管理者及び指定管理者の候補者の選定の審査に関与する市の職員、又はこれらの者の配偶者が、役員等に就任している法人等（さいたま市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している外郭団体を除きます。）でないこと。
- ただし、地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては教育長及び委員）、監査委員、地方公営企業管理者及びこれらの配偶者については、管理する公の施設の業務が、それぞれの委員等の職務に関するものでないときは除きます。
- (3) 団体の規模、体制等が次の項目に該当すること
- ア 児童養護施設の運営等に関する知識を有する者を配置できること
 - イ 情報公開、個人情報の保護について、市の施策に準じた措置を講じることができること
 - ウ 本市情報セキュリティポリシーに合意し、遵守できる体制であること
 - エ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人で、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 埼玉県内で児童福祉施設等の管理運営実績を有する
 - (イ) 令和 5 年 4 月 1 日までに、児童の受入体制等の準備が可能である
 - オ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること
 - カ 労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
 - キ 令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者の登録を受けるために、令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請手続きを行うこと。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りでない

- ※ 提出された書類から所要の資格確認を行います。
- ※ (1)クについては、市で財務診断を実施します。財務診断の結果、財務状況に著しい悪化が生じており、指定期間中の管理運営が困難となる恐れが認められる場合は、失格とします。

8 申請の際に提出すべき書類一覧

提出書類	様式	部数
(1) 指定管理者指定申請書	様式 1	正本 1 部
(2) 申請者に関する書類		
① 団体概要		正副 1 部
② 定款、寄附行為、規則、その他これらに類する書類		正副 1 部
③ 本年度の事業計画書及び前年度の事業報告書		正副 1 部
④ 法人の登記簿謄本（全部事項証明書） ※ 申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの		正副 1 部
⑤ 申請書を提出する日の属する事業年度より前の直近 3 年間の法人税、法人市民税、消費税、地方消費税の納税証明書又は税の未納がないことを証明できる書類 納税義務がない場合はその旨を記載した申立書	様式 2 (納税義務がない旨の申立書)	正副 1 部
⑥ 申請書を提出する日の属する事業年度より前の直近 3 年間の法人税申告書及び以下の書類 ※ 決算書及び勘定科目明細含む ※ 税務署受領印又は電子申告証明が記されていること 計算書類一式（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等） 上記のほか、外部の会計監査人による監査報告書（監査を受けている場合）		正副 1 部
⑦ 類似業務の実績に関する書類		正副 1 部
⑧ 法人等の現在の組織及び職員体制に関する書類（法人役員の氏名、生年月日及び住所を記		正副 1 部

載した書類を含む。)		
⑨ 指定管理者申請者に関する資格要件確認用 ※ E x c e l データで作成し、DVD-ROM またはCD-ROMで提出すること	様式 3	正副 1 部
⑩ 指定管理者指定申請確約書	様式 4	正副 1 部
⑪ 重大な事件・事故に関する報告書	様式 5	正副 1 部
⑫ 7(3)エを証明する書類		正副 1 部
(3) 業務に関する書類		
① 事業計画書		正本 1 部 副本 6 部
② 事業計画書概要版		正副 1 部
③ 収支予算書 (令和 5 年度から令和 9 年度ま での 5 カ年分)		正副 1 部
(4) 提出書類チェックシート 上記(1)～(3)の書類や「2. 必ず記載しなくては いけない項目」を確認し、「申請者欄」にチェ ック入れたものを提出すること。	様式 6	1 部

- ※ 副本は応募者名や住所、ロゴマーク等団体の識別が可能な表示については、すべて黒塗りして提出してください。
- ※ 全ての提出書類の電子データを電子媒体 (DVD-ROM または CD-ROM) に保存して、正副本とともに提出してください。
- ※ 提出できない書類がある場合は、個別に相談してください。

9 選定基準

応募者から出された書類により、以下の項目について審査を行います。

1 市民の平等な利用が確保できるものであること。(20点)		
指定管理者としての適性		
	① 児童の入所及び入所児童への対応に関し、公平性を維持する考え方と方策を持っているか	5点 (×2)
	② 児童の権利擁護のために、苦情受付体制等、適切な対応が図れる体制となっているか	5点 (×2)
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(150点)		
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み		
	① 施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っているか	5点 (×2)
	② 施設の設置目的を効果的・効率的に達成できる事業計画及び体制が提案されているか	5点 (×2)
	③ 入所児童が精神発達上重要な時期であることを理解し、十分な信頼関係の構築に関する提案がされているか	5点 (×4)
	④ 関係機関や地域団体など、施設外との連携に関する提案がされているか	5点 (×4)
(2) サービス向上に向けた取組み		
	① 自主事業の企画が優れ、施設の効用を最大限に発揮する内容となっているか	
	ア 効果的に児童の養護、自立支援、アフターケアを行うための具体的提案	5点
	イ 独自性、独創性を盛り込み、施設管理手法及び維持管理体制が明確に定められ、安定的な施設管理の提案がされているか	5点
	ウ 熱意・意欲	5点

	② その他	
	ア 施設の小規模化及び地域分散化並びに多機能化についての考え方が示されているか	5点
(3) 指定管理業務に係る経費		
	① 提案額は市が設定する基準額を下回っているか [下記計算式により採点を行う] ・30点－((提案額－最低提案額) / (基準額×40%) × 30点)	30点
	② 経費の縮減をするための提案がされているか	5点 (×2)
	③ 経費縮減によってサービス低下を招いていないか	5点 (×2)
(4) 収支計画の取組み		
	① 収支計画は適正か	5点 (×2)
	② 収支計画が実現可能か	5点 (×2)
3 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。 (130点)		
(1) 管理運営体制		
	① 経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有しているか	5点 (×3)
	② 施設及び類似施設の管理運営に実績があるか	5点
	③ 施設の安全管理への配慮が具体的になっているか	5点 (×3)
	④ 緊急時の対応など危機管理体制が講じられているか	5点 (×3)
(2) 食事及び衛生管理体制		
	① 食品衛生管理の考え方と方策が示されているか	5点 (×2)

	② 施設の衛生管理の考え方と方策が示されているか	5点 (×2)
	③ 浴室等の衛生管理の考え方と方策が示されているか	5点 (×2)
(3) 職員体制		
	① 施設の管理を行うにあたり適切な人員配置がなされているか	5点 (×2)
	② 職員の教育・研修の実施など資質向上の提案がされているか	5点 (×2)
	③ 十分な経験と実績のある職員配置がなされているか	5点 (×4)
(4) 情報セキュリティ		
	情報公開、情報セキュリティ体制及び個人情報保護条例への対応について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案がされているか	5点 (×2)
合 計 点		300点
現指定管理者の実績評価について		
<p>現指定管理者が当該施設の指定更新時に応募した場合、これまで実績評価を採点に反映させるため、毎事業年度の総合評価の平均に応じて、下の基準により加点・減点する。</p> <p>A：8点以上 合計点（満点）×（+5パーセント） B：5点以上8点未満 合計点（満点）×（+2.5%）</p> <p>C：2点以上～5点未満 合計点（満点）×（±0%） D：2点未満 合計点（満点）×（-2.5%）</p> <p>※ 評価の対象期間は、現指定期間中の開始年度から更新時の選定年度の前年度までとする。</p>		

※ 最低制限基準は実績評価を加点・減点する前の局指定管理者審査選定委員が満点をつけた場合の合計得点の60%です。応募が1団体しかない場合でも、最低制限基準に満たない場合は選定されず、再度募集を行います。

10 募集手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和4年7月11日（月）から令和4年8月22日（月）まで
平日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

イ 配布場所

さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎4-4-10【4階】

なお、さいたま市ホームページから募集要項等をダウンロードできます。

(2) 申請書類等の受付

ア 受付方法

8に掲げる各種申請書類等（紙媒体はそれぞれ指定部数、電子媒体は1部）を持参してください。

イ 受付場所

10(1)イのとおり

ウ 受付期限

令和4年8月16日（火）から令和4年8月22日（月）まで
平日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(3) 募集に関する問い合わせ

募集要項及び仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出してください。

ア 提出期間

令和4年7月19日（火）から令和4年7月29日（金）正午まで

イ 提出方法

FAXまたは電子メールにて提出してください。

F A X : 048-711-3994

メールアドレス : kodomo-katei-shien<アットマーク>

city.saitama.lg.jp

※アットマークは@（半角）に置き換えてください。

なお、電子メールにて送信する場合は、タイトルを「さいたま市児童養護施設カルテット指定管理業務」としてください。

ウ 質問の様式

質問は所定の様式を用いて提出してください。

エ 質問の到着確認に関する問い合わせ先
さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課
電話：048-711-8904

オ 回答の方法
質問に対する回答は、令和4年8月5日（金）午前9時から、さいたま市ホームページに掲載する予定です。

(4) 現地説明会の実施

ア 実施日時
令和4年7月19日（火） 午前10時から

イ 受付方法
説明会参加申込書に記入の上、FAX又は電子メール

ウ 受付期間
令和4年7月11日（月）から令和4年7月15日（金）午後5時まで

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

申請者に対して、プレゼンテーション及び提案内容に関するヒアリングを実施します。詳細は後日、申請者に対して別途通知します。

(6) 指定管理者指定の日程について（予定）

令和4年 8月 申請受付終了

令和4年 9月 各局指定管理者審査選定委員会での審査

令和4年 10月 各局指定管理者審査選定委員会から市長への答申

令和4年 10月 指定管理者候補者選定

令和4年 10月 申請者全員に結果通知

令和4年 12月 指定管理者指定議案上程

令和4年 12月 指定管理者指定議案議決

令和5年 1月 指定管理者の指定

令和5年 3月 協定の締結

令和5年 4月 施設管理開始

(7) 留意事項

ア 応募者は、応募書類の提出をもって、当該募集要項の記載内容を了承したものといたします。

イ 次に該当する場合は失格といたします。

(ア) 募集要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の記載がある場合

(ウ) 応募事業者の財務状況に著しい悪化が生じており、指定期間中の管理運営が困難となる恐れがあると認められる場合

(エ) 4(1)で示す指定管理料の基準額を超える提案をされた場合

- ウ 7 (1) ウに該当するにもかかわらず応募した団体は失格となる他、一定の期間は、本市の指定管理者の募集に応募できません。
- エ 受付期限後の提出書類の追加、再提出、差替え、内容変更等は認めません。
- オ 応募に関する費用負担は、応募団体の負担とします。
- カ 応募書類は一切返却しません。
団体が提出する書類の著作権は、それぞれの作成団体に帰属しますが、市民等への説明責任を果たす観点から、必要に応じ、提出書類の一部又は全部を公開する場合があります。
- キ 応募を辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出してください。
- ク 応募者の団体等の名称、採点結果及び指定管理料提示額については、さいたま市ホームページにて公表します。
- ケ 指定管理者候補者が市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定しないことがあります。
また、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合は、指定を取り消す場合があります。
なお、上記の場合において、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。
- コ 指定管理者審査選定委員会の審査にあたり、委員本人または委員の3親等内の親族が応募事業者の代表者等である場合、当該委員を審査から除外します。該当する場合は、申請の際に申し出てください。

子ども未来局指定管理者審査選定委員会委員

池田 喜樹

安部 健一

江幡 暢弘

相川 一弘

新井 美代子

奥野 美代子

武藤 敦

1 1 協定

議決を経て指定管理者として指定された場合、実際の管理にあたっては、市と指定管理者は以下の内容等について協定を締結します。協定は指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と、各年度の実施事項を定めた年度協定を締結します。

(1) 基本協定

- ア 協定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 秘密の保持
- エ 個人情報の取扱
- オ 情報公開に関する事項
- カ 権利義務の譲渡の禁止
- キ 備品類の取扱
- ク 指定管理料及び利用料金
- ケ 管理業務の調査等
- コ 事業報告書等の提出
- サ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- シ 指定の取消及び業務停止に関する事項
- ス 引継ぎに関する事項
- セ 危険負担に関する事項
- ソ 原状回復義務
- タ 災害時の施設維持管理への協力に関する事項
- チ その他必要と認める事項

(2) 年度協定

- ア 事業計画の内容
- イ 指定管理料の額、支払方法
- ウ その他必要と認める事項

1 2 その他

- (1) 指定管理者が実施する修繕等の発注、物品又は役務の調達に当たっては、適正な履行の確保を図ることができる範囲において、原則として、さいたま市内に本店を有する企業等を活用することとします。
- (2) 障害者の雇用及び合理的配慮の提供について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、障害者の雇用の促進するため、指定管理者についても障害者雇用に努めることとします。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条及び附則第 4 条の規定に基づき、さいたま市が定めた「地方公共団体等職員対応要領」を踏まえ、さいたま市が提供することとされている障害者に対する合理的配慮に留意するものとします。

(3) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物を排出する指定管理者は、産業廃棄物を自ら処理できない場合は、委託基準に従って産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物にあつては特別管理産業廃棄物処理業）の許可を受けた者に、その処理を委託しなければなりません。この際、指定管理者は、収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ委託契約を締結する必要があります。

また、毎年度、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、前年度のマニフェストの交付状況等の報告書を作成し、市に提出しなければなりません（電子マニフェストを使用した分については、管理表交付状況の報告は不要）。なお、さいたま市児童養護施設カルテットから発生する産業廃棄物を処理する際は、原則として電子マニフェストを利用するものとします。

(4) 租税

事業所税は、原則として市内事業所等の合計床面積が 1,000 ㎡を超える場合又は従業者数が 100 人を超える場合に課税される市の税金です。事業所等の所有権に関わらず、“現に事業所等において事業を行う者”が納税義務者となります。指定管理者については、利用料金制が導入されている施設で、年間の指定管理料が総収入の 50%以下である場合は、事業所税の納税義務者となります。

ただし、施設の用途等によっては、事業所税が非課税となる場合があります。

なお、事業所税の納税義務者となるかどうかの判定は、事業計画書及び各年度開始の際の収支予算及び年度協定書に基づき、事業所税所管課が毎年判定します。

(5) 指定から協定発効までに業務

協定発効までの期間に、書類の作成、事務引き継ぎ等、指定管理開始に必要な各業務の習得を行ってください。なお、習得期間にかかる費用については、指定管理者の負担とします。

(6) 事業報告等について

指定管理業務の開始後、毎年度業務終了後 60 日以内に事業報告書を提出するものとします。

なお、年度途中には、業務報告、利用者アンケート、自己診断によるモニタリングを行うとともに、随時、市から立入検査・事情聴取、抽出検査、資料提出の指示等があった場合の対応を行います。また第三者評価の対象施設となった場合は、自己評価や資料の提出、現地訪問等など必要な調査に協力するものとします。

(7) 指定の取消し等について

上記モニタリング等の結果、指定管理者の業務が仕様書に定める水準に達していないと認められる場合、市は是正や改善等必要な指示を行います。

その指示に従わない場合や、指定管理者の責めに帰すべき事由等により管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消したり、期間を定めて業務の停止を命じたりすることがあります。（その場合、指定管理者に損害が生じて市は賠償しません。また、指定管理料の減額、又は既に支払った指定管理料の返還、市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。）

(8) 指定期間の満了・取消市による引継ぎ

指定期間満了等により指定管理者が変更となる場合には、次期指定管理者との間で引継ぎを行います。施設・設備については原状回復を原則としますが、市と指定管理者の協議により、現状をもって明け渡すことも可能とします。

1 3 問合せ先

さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎 4-4-10

電話番号 048-711-1798

FAX番号 048-711-3994

メールアドレス kodomo-katei-shien<アットマーク>city.saitama.lg.jp

※<アットマーク>は@（半角）に置き換えてください。

以上